

介護報酬改定、国の基準料率の変更等の影響を加味した保険料設定について（案）

1 主な変更点等について

① 介護報酬改定について

- 介護報酬改定率は+1.59%となり、過去の改定率と比べ大幅なプラス改定となった。
- 第9期介護保険料の算出に向けた影響としては、1.59%のうち、介護職員の処遇改善分（0.98%）については令和6年6月施行となるため、改定前の2月分を除いた1.54%を介護給付費に上乗せして見込むこととなった。また、介護職員の処遇改善分は2年分の報酬改定としている。

図表1-1 介護報酬改定率の推移

	平成25年度 (2013年度)	平成27年度 (2015年度)	平成29年度 (2017年度)	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)
改定率	+0.63%	-2.27%	+1.14%	+0.54%	+0.70%	+1.59%

② 給付額の見込みについて

- 介護報酬改定率は加味した上で、「特定入所者介護サービス費等給付額」について「見える化システム上で計算される令和5年度実績が多く出すぎる」との国の指導に基づき、当該給付額を実績ベースにより見直しを行った。（毎年900万円程度下方修正）
- 上記により算出される給付額等は以下の通り（上記の内容（特定入所者介護サービス費等給付額の見直し）や、住宅改修・福祉用具等の償還払い分には改定率がかからないため、差額は+1.54%にならない）

図表1-2 第9期期間中にかかる給付額等の見込（改定前との比較）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期合計
標準給付費	報酬改定前	3,842,179,804円	3,966,804,314円	4,109,656,160円	11,918,640,278円
	報酬改定後	3,884,933,110円	4,016,007,057円	4,160,945,955円	12,061,866,122円
	差額	42,753,306円	49,202,743円	51,289,795円	143,225,844円
地域支援事業費		147,453,693円	149,444,371円	151,383,283円	448,281,347円
合計	報酬改定前	3,989,633,497円	4,116,248,685円	4,261,039,443円	12,366,921,625円
	報酬改定後	4,032,386,803円	4,165,451,428円	4,312,329,238円	12,510,147,469円

③ 第1段階、第2段階の乗率の変更について

- 第1段階、第2段階の乗率について、例示されていた乗率から国の基準の確定値が変更となった。
- 湖南省市においても上記の基準に合わせることにした。

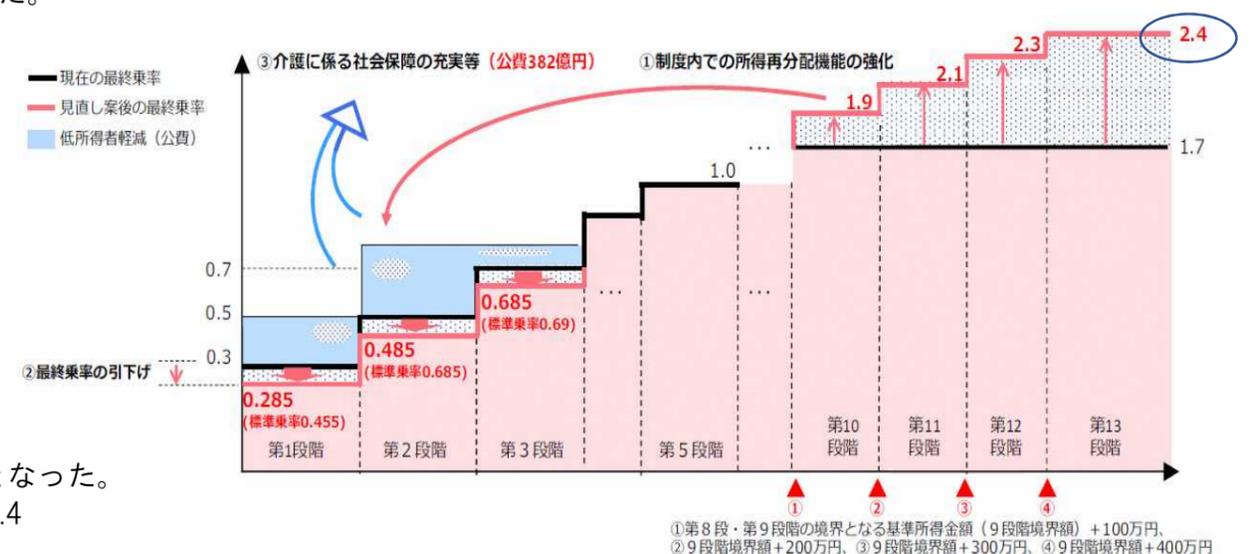
図表1-3 第1段階～第3段階の標準乗率等

		第1段階	第2段階	第3段階
国の基準	以前の例示	0.445	0.680	0.690
	確定した標準乗率	0.455	0.685	0.690
	公費軽減割合	0.17	0.20	0.005
	最終乗率	第8期 0.30	0.50	0.70
	第9期	0.285	0.485	0.685

④ 第14段階、第15段階の乗率の変更について

- 第14段階、第15段階の乗率については、例示されていた乗率から国の基準の確定値が変更となった。
- 湖南省市においても上記の基準に合わせることにした。第14段階 2.5→2.35 第15段階 2.6→2.4

図表1-4 社会保障審議会介護保険部会（第110回）資料



2 第9期介護保険料の設定について

① 湖南省の第9期計画の所得段階別乗率の設定について

■前回会議時点の案②のうち、第1段階、第2段階の乗率を国の標準にあわせた。第14段階、第15段階の乗率を国の基準の上限にあわせた。

図表2-1 第9期計画の所得段階別乗率

	基準所得金額	乗率
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	0.455 (0.285)
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円以下の人	0.685 (0.485)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の人	0.690 (0.685)
第4段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の人	0.88
第5段階	本人は住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）で上記以外の人	1
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	1.15
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上、200万円未満の人	1.26
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上、350万円未満の人	1.48
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が350万円以上、450万円未満の人	1.55
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上、590万円未満の人	1.87
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が590万円以上、680万円未満の人	1.94
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が680万円以上、750万円未満の人	1.96
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上、1,000万円未満の人	2.20
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上、1,500万円未満の人	2.35
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人	2.40

② 準備基金の取崩額について

■報酬改定率が想定よりも大きかったため、準備基金の取崩額について、再度検討することとした。

図表2-2 準備基金取崩額と基準月額

準備基金取崩額：単位億円（基金残高：単位億円）											
取崩額	0.0億円 (2.2億円)	1.56億円 (0.64億円)	1.6億円 (0.6億円)	1.65億円 (0.55億円)	1.7億円 (0.5億円)	1.75億円 (0.45億円)	1.80億円 (0.4億円)	1.85億円 (0.35億円)	1.91億円 (0.29億円)	1.95億円 (0.25億円)	2.00億円 (0.2億円)
基準月額	6,464円	6,175円	6,167円	6,158円	6,150円	6,140円	6,130円	6,121円	6,110円	6,102円	6,093円

③ 湖南省の第9期計画の介護保険料（案）

図表2-3 第9期計画における所得段階別乗率及び月額保険料事務局案

準備基金取崩額：1.91億円（基金残高の87%を取崩）

	基準所得金額	第8期計画			基準所得金額	第6～7段階の乗率を据え置き、 8段階以上を引き上げた15段階		
		乗率	月額保険料			乗率	月額保険料	差額
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者 で世帯全員が住民税非課税の人	0.5 (0.3)	1,833 円	→	第1段階	0.455 (0.285)	2,780 円 (1,741 円)	-92 円
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額 と課税年金収入金額の合計額が 80 万円以下の人				世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得 金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円 以下の人			
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課 税年金収入金額の合計額が 120 万円以下の人	0.75 (0.5)	3,055 円	→	第2段階	0.685 (0.485)	4,185 円 (2,963 円)	-92 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の人	0.75 (0.7)	4,277 円	→	第3段階	0.690 (0.685)	4,216 円 (4,185 円)	-92 円
第4段階	本人は住民税非課税(世帯内に住民税課税者がい る)で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の 合計額が 80 万円以下の人	0.88	5,377 円	→	第4段階	0.88	5,377 円	±0 円
第5段階	本人は住民税非課税(世帯内に住民税課税者がい る)で上記以外の人	1.00	6,110 円	→	第5段階	1	6,110 円	±0 円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 125 万円未 満の人	1.15	7,027 円	→	第6段階	1.15	7,027 円	±0 円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 125 万円以 上、200 万円未満の人	1.26	7,699 円	→	第7段階	1.26	7,699 円	±0 円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 200 万円以 上、350 万円未満の人	1.46	8,921 円	→	第8段階	1.48	9,043 円	+121 円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 350 万円以 上、450 万円未満の人	1.51	9,226 円	→	第9段階	1.55	9,471 円	+245 円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 450 万円以 上、750 万円未満の人	1.86	11,365 円	→	第10段階	1.87	11,426 円	+61 円
					第11段階	1.94	11,853 円	+488 円
					第12段階	1.96	11,976 円	+611 円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 750 万円以 上、1,000 万円未満の人	2.01	12,281 円	→	第13段階	2.20	13,442 円	+1,161 円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円 以上の人	2.16	13,198 円	→	第14段階	2.35	14,359 円	+1,161 円
					第15段階	2.40	14,664 円	+1,466 円